

藤女子大学紀要投稿規程

(投稿資格)

- 第1条 藤女子大学紀要(以下「紀要」という。)に投稿できる者は、藤女子大学(以下「本学」という。)の専任の教職員(特任教員、嘱託教員を含む。)とする。
- 2 本学の教職員以外の者を共著者として加える時には、筆頭著者が本学の専任の教職員の場合に限る。
 - 3 本学を退職した専任の教職員の投稿は認めることがある。
 - 4 本学の非常勤講師の投稿は、本学の専任の教職員の推薦があった場合に限り、認めることがある。

(研究内容)

- 第2条 投稿原稿の内容は、本人の行った研究で、その分野において発表の意義のあるものとする。ただし、未公刊のものに限る。

(原稿の提出)

- 第3条 原稿は、各学科の紀要委員を通して提出する。
- 2 紀要の第I部、あるいは第II部への掲載は、本人の希望による。

(原稿の受理)

- 第4条 提出原稿は、紀要委員会において受理される。提出原稿は完成原稿とし、不完全なもの、推敲不十分なものは受理しない。提出された原稿の受理日は、完成原稿が紀要委員会に提出された日とする。
- 2 当年度発行の紀要の最終受理は、第I部はその年度の10月末日とし、第II部は翌年の1月末日とする。

(論文の掲載)

- 第5条 論文の掲載の決定は原則として紀要委員会の議を経て行うものとし、当年度の紀要の予定枚数を超えたときは、翌年度の紀要に廻すことがある。

(著作権)

- 第6条 紀要に掲載された論文などの著作権は著者に帰属するものとする。ただし、掲載された論文などの電子化及び電子化による公開については、本学及び本学が委託する機関が行うことを許諾するものとする。

(その他)

- 第7条 抜刷は1論文につき50部を進呈する。ただし、それ以上を必要とする場合は著者の負担とする。
- 2 その他必要な事項は、紀要委員会の合議により決定する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。